

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国勢調査における調査用品の仕分・配送業務の委託について
----	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（業務委託）

(担当部課： 地域文化部地域調整課担当係)

事業の概要

事業名	国勢調査の実施
担当課	地域文化部地域調整課
目的	人口及び世帯の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得る。
対象者	10月1日現在、区に常住する者
事業内容	<p>国勢調査は、調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯から調査員又は区に調査票を提出することにより行う。</p> <p>国勢調査は大規模な調査(推定調査対象20万世帯、32万人)であり、活動する調査員の数が約2,000人と多く、調査員に渡す調査用品の種類(調査票、記入のしかた、返信用封筒等約20種類)及び数量も多い。</p> <p>また、調査用品が国及び東京都から納品されるのが、7月下旬から8月上旬であるが、調査準備のため9月15日までに調査用品が調査員に到着しなければならない。</p> <p>このように、短期間のうちに多種・多量の調査用品を多人数の調査員用に仕分して配送するため、仕分・配送業務を委託する。</p>

件名 平成22年国勢調査における調査用品の仕分・配送業務の委託について

保有課(担当課)	地域文化部地域調整課
登録業務の名称	国勢調査の実施
委託先	未定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	調査員の住所、氏名、電話番号
処理させる情報項目の記録媒体	電子記録(FDまたはCD)
委託理由	調査用品の種類及び数量が多量であるため、短期間で仕分することは困難であり、また、調査員説明会場から調査員が自宅へ持ち帰ることは不可能である。 このため、調査用品の仕分及び調査員宅への配送業務を委託する。
委託の内容	国勢調査調査用品を調査区毎に仕分 宛名シールの作成 調査員自宅への用品配送
委託の開始時期及び期限	平成22年8月1日(予定) から 以降継続 (国勢調査は5年毎に実施する。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。